

声明

「戦争法案」の強行採決に抗議し、「戦争法」の廃止を求めます

2015年10月1日

東京私立学校教職員組合連合中央執行委員会

安倍政権は9月19日未明に、国民の6割以上が今国会での成立に反対している「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」の2法案（以下「戦争法案」）を参議院本会議において強行採決しました。東京私教連中央執行委員会はこの暴挙に対し、満身の怒りをもって抗議するものです。

東京私教連が先に開催した第74回大会で明らかにしたように、この法案は、戦後自民党政権の基本的指針とされていた専守防衛の考え方すら投げ捨てて、自国が攻撃されていない中で、他国を武力攻撃できるというものです。国会論戦をとおしてアメリカの艦船に日本人が乗っていても集団的自衛権が行使されることや、イラン政府がホルムズ海峡の封鎖を否定していることなど、当初法案の必要性を根拠とした立法事実がないことが明らかになりました。衆参両院の特別委員会の審議がともに100回を超えてストップするなど、審議がすすめばすすむほど法案の必要性、論理性、整合性がなくなり、違憲性だけが明確になりました。

「戦争法案」に反対する運動はかつてない盛り上がりを見せました。女性やママたちの「だれの子どもも殺させない」の運動や、若者憲法集会実行委員会やSEALDs、T-ns Sowlをはじめとした大学生、高校生などの若者たちの運動、また宗教者たちの運動が既存の労働運動や市民運動に支えられながら、全国各地で多様な形態をとりながら数カ月にわたって切れ目なく展開されました。私たち私学の教職員や保護者も多数の仲間が国会前行動に駆けつけ、反対の声をあげました。

また、自民党総理経験者による共同声明、140大学に及ぶ大学人による抗議声明や抗議集会、さらには日本弁護士連合会や大多数の憲法学者、元法制局長官、元最高裁長官などが戦争法案のもつ違憲性を明確に指摘したことが、それ自体運動の大切な一翼を担うものとなりましたが、合わせて一般国民に対して運動の正当性に確信を与えるものとなりました。

国会内では野党の共闘がこれまでになく強まり、国会前に集結した参加者と国会内外の運動ががっちり手を結んで進められました。

法案は強行採決されてしまいましたが、たたかいはこれからです。「戦争法案」反対の一点で生まれ、広がった運動は、いま「安倍政権を許さない」「日本の民主主義を守れ」「政治を変えよう」など、安倍政権と真正面から対峙する継続的な運動へと発展しようとしています。

戦後、日本の教職員組合運動は、戦前の教育が侵略戦争に子どもたちを駆り立てた痛恨の反省から「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンをうちたて、憲法九条と平和を守る取り組みを展開してきました。私たち私教連も第74回大会で『平和こそ私学の発展の礎。「戦争法案」No!の声を職場から大きく起こそう』の大会スローガンを決定しました。このスローガンのもと、すべての職場に「九条の会」を確立し、憲法九条を守りいかに取り組みをさらにすすめます。また、教員免許の国家資格化など教員への管理統制をつよめる動きにも反対をしていきます。

憲法違反の「戦争法」の発動を許さず、ただちに廃止することを求める運動に全力を挙げて取り組む決意をここに高らかに表明するものです。